

平成 22 年 3 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

中小企業者を対象とした減税について ～2010 年度税制改正～

第 174 回通常国会において、経済産業省より「中小企業倒産防止共済法」と「小規模企業共済法」の改正法案が提出されました。

中小企業関連税制改正として注目する制度の概要についてまとめてみました。

【中小企業倒産防止共済制度】

〔1〕概要

中小企業の連鎖倒産防止の為、取引先に不測の事態が生じた時に掛金総額の 10 倍の範囲内で共済金貸付が受けられる制度

〔2〕現状

近年の倒産件数の増加や、取引先の倒産によって回収困難となる売掛金債権の高額化など、中小企業の連鎖倒産リスクが増大

〔3〕改正内容

共済金の貸付限度額の引き上げにより共済制度の機能を強化

共済掛金月額上限 現行 80,000 円を **200,000 円**へ

共済掛金総額上限 現行 320 万円を **800 万円**へ

共済金貸付限度額 現行 3,200 万円を **8,000 万円**へ

※共済掛金は全額経費になり、節税にも効果があります。

【小規模企業共済制度】

〔1〕概要

小規模企業経営者(会社役員・個人事業主)が退職や廃業に備えて、その後の生活資金や事業再建資金の確保のため、掛金を積立てる制度

〔2〕現状

小規模企業を取り巻く経済状況は極めて厳しく、倒産件数も増加している小規模企業の多くが個人事業主であり、この個人事業の経営者の将来不安を払拭することが急務

〔3〕改正内容

共済の加入資格の要件の緩和

個人事業主の**共同経営者(配偶者・後継者)**まで加入対象者を拡大

加入できる共同経営者の数は 2 人まで

※共済掛金は全額所得控除になり、節税に効果があります。